

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社加地テック
代表者 代表取締役社長 砥上 剛
(コード番号 6391 東証二部)
問い合わせ先 人事総務部長 梅井 貞雄
TEL (072)-361-0881

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 82 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条第2項および第32条第2項の一部の変更を行うものであります。

なお、第25条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第25条 1 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第25条 1 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第32条 1 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第32条 1 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>

3.日程

定款変更のための株主総会予定日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 25 日

以上